市街化調整区域内は建築制限があります

~建物を建てる際は事前にご相談ください~

盛岡広域都市計画区域(矢巾町、盛岡市、滝 沢市)では、区域内を市街化区域(優先的に市 街地として整備すべき区域)と市街化調整区域 (市街化を抑制すべき区域)に区分しています。

このうち、市街化調整区域では計画的な都市づくりや自然環境保護の観点から、開発行為や建物を建てることを制限しています(市街化区域で立地することが困難なものや、市街化調整区域内に必要なもので都市計画法で認められているものを除く)。そのため、開発行為や建築物の新築、改築、用途の変更をする場合は、県の許可が必要ですので、事前にご相談ください。

なお、市街化調整区域に区分される前(昭和45年10月1日より前、場所によっては昭和59年11月16日より前)から存在する建築物や、開発許可などの手続きを経て建築したものを建て替える場合には、一定の制限がありますが許可不要となる場合がありますので、あわせてお問い合わせください。

●問い合わせ 役場道路都市課都市計画係(☎ 611-2622)

スマートインターチェンジは ゲート前で一旦停止!

矢巾パーキングエリアから東北自動車道に乗り降り可能な「矢巾スマートインターチェンジ(矢巾SIC)」の利用が近づいてきました。



イメージ図

町では矢巾SICの安全利用のため、皆さんに2つのお願いがあります。

お願い1 ゲート前では一旦停止

矢巾SICは、紫波や盛岡南インターに設置している時速30km以下で通過するノンストップ型通常ICと異なり、ゲートの前で必ず一旦停止が必要です。

お願い2 目的地を確認

東京方面(上り)は県道不動盛岡線側から、青森 方面(下り)は町道堤川目線側からとなりますので、 目的地を確認し、正しいゲートの利用をお願いしま す。高速道路は一方通行ですので、くれぐれも逆走 などしないでください。

問い合わせ 役場道路都市課地域整備係(☎ 611-2632)

生後 24 月以上であっても就学前の方(平成 23 年 4 月 2 日以降

予防接種の受け忘れありませんか?

3月1日(水)から7日(水)までは「子ども予防接種週間」です。お子さんの予防接種で受け忘れが起こらないように母子健康手帳などで接種歴の確認をお勧めします。

右表の対象者で各予防接種を希望する方は、平成30年3月31日(土)までに受けましょう。

対象となる方には、以前に案内を送付しておりますので、ご確認ください。

問い合わせ 役場健康 長寿課健康づくり係(☎ 611-2825)

予防接種の種類

おたふくかぜ

Ę	【定期予防接種】			
-	予防接種の種類	対 象 者		
	麻しん風しん第2期	平成 23 年 4 月 2 日~平成 24 年 4 月 1 日生まれの方		まれの方
	ジフテリア・ 破傷風第 2 期	平成 17 年 4 月 2 日~平成 18 年 4 月 1 日生まれの方		
		65 歳となる方	昭和27年4月2日生~昭	和 28 年 4 月 1 日生
		70 歳となる方	昭和22年4月2日生~昭	和 23 年 4 月 1 日生
方	<u> </u>	75 歳となる方	昭和17年4月2日生~昭	和 18 年 4 月 1 日生
乙	高齢者用肺炎球菌 ※初めて受ける方が 対象	80 歳となる方	昭和12年4月2日生~昭	和 13 年 4 月 1 日生
-		85 歳となる方	昭和7年4月2日生~昭和8年4月1日生	
Į,		90 歳となる方	昭和2年4月2日生~昭和3年4月1日生	
)		95 歳となる方	大正 11 年 4 月 2 日生~大	正12年4月1日生
2		100 歳となる方	大正6年4月2日生~大正	7年4月1日生
Ħ.	任意予防接種】			

に生まれた方)※初めて受ける方が対象

矢巾農業振興地域整備計画を見直します

5月31日までに農振除外の手続きは

用地区域のからの除外(農振除外)手続きについてお知らせします。成30年度は計画の見直し時期に当たることから、ここでは計画で定める農巾農業振興地域整備計画」を策定し、5年ごとに見直しをしています。平町では、豊かな自然環境を守りながら農村の維持・発展を目指すため、「矢

農振計画のあらまし

計画です。 法律」に基づいて市町村が策定するは、「農業振興地域の整備に関する農業振興地域の整備に関する

年間を見通して計画を策定していま的としています。町ではおおむね10の近代化を総合的に進めることを目らかにして、土地の有効利用と農業図るべき地域(農業振興地域)を明図るべき地域(農業振興地域)を明図の計画は、町内で農業の振興を

農用地区域では、優良農地の保全となります。

います。
と呼んでを、一般的に「農振除外」と呼んでを、一般的に「農振除外」と呼んで

農振除外できる土地

農振除外とは?

農振計画では、農業振興地域内に

こと。また、必要最小限の面積でのその土地(農振除外を申請する土物、農振除外を申請する土物がないの要件をすべて満たす場合に限

おり、これを「農用地区域」といい農業に利用するための区域を定めて

あること。

じないこと。
②農用地の集団化や作業の効率化な

③担い手となる農業経営者の農地利

③担い手となる農業経営者の農地利

③担い手となる農業経営者の農地利

②担い手となる農業経営者の農地利

⑥農振除外の目的実現が確実である

こと(農地転用などの許可が確実

であること)。

農振除外の手続き

●受付期間 3月5日月~5月3日休間と提出書類は次のとおりです。農振除外の手続きは、役場産業振農振除外の手続きは、役場産業振

②位置図(申請地の位置や付近の状①農用地利用計画変更申出書

提出書類

③公図 (写し可)

④土地の登記記録全部事項証明書④事業計画の概要が確認できる設計書、配置図など書、配置図など

相談ください。する前に、必ず役場産業振興課にごする前に、必ず役場産業振興課にごられない場合があります。手続きを

農振除外できません

上手続きを行ってください。がある方は、受付期間内にご相談のん。今後5年以内に農地転用の予定して5年間は農振除外ができませして5年間は農振除外ができませ

(☆611−2612) 役場産業振興課農林係農振除外に関する問い合わせ

